

## 事前確認兼同意書

私は、廿日市市大野第一区楽楽キャブ（以下「楽楽キャブ」という。）を利用するにあたり、以下の内容を理解・事前確認し、同意の上で利用します。

### 【第1項 楽楽キャブ事業目的】

一区内に点在する4か所の集会所(赤崎集会所、福面集会所、柿の浦集会所、青葉台集会所) (以下「集会所」という。)に参加する者を対象とした移動支援を廿日市市大野第一区(以下「大野第一区」という。)と協力して実施し、家に閉じこもりがちな高齢者が外出することにより、住み慣れた地域で暮らし続けることができ、社会参加を促進することを目的とします。

### 【第2項 免責事項等】

- 1 楽楽キャブは、大野第一区が加入する任意保険範囲を超えて、利用に際して生じた事故や利用者間のトラブルに伴い生じた損害の一切について賠償責任を負いません。
- 2 下記の事項に該当すると判断した場合は、当日の乗車をお断りします。また、該当されない場合であっても、当日の警報等の異常気象等により、正常な運行に支障があると判断した場合は、運行を中止することがあります。
  - 2-1. 医師等から、てんかん発生の既往症等により外出を制限されている
  - 2-2. インフルエンザ等の伝染病と診断されている
  - 2-3. 楽楽キャブ利用時に他者に暴力等粗暴な言動を発生し、これにより他者に損害を与えたことがある
  - 2-4. 過度の飲酒により正常な判断が著しく困難である
  - 2-5. 正当な理由なくドライバーの指示に従わない
  - 2-6. 運行時刻はあくまで目安で、これによる利用者側に損害が発生すると予測できる
  - 2-7. 楽楽キャブ利用に伴い生じた損害を楽楽キャブ加入の任意保険範囲を超えて賠償請求する
  - 2-8. その他、利用を制限する必要があると判断した場合
- 3 運行経路、運行時刻等事前の通知なく変更することがあります。
- 4 ご登録後、家族等の承諾及び同意が得られることが必要になります。
- 5 利用者様の登録書を提示して頂く場合があります。

6 他の利用者やスタッフに迷惑をかける行為・言動は、大野第一区長の判断により一切の利用を制限させていただきます。

7 登録は事前確認兼同意書が提出され、区長の承認をえて発行するものとする。

【第3項 乗車後の対応】

1 乗車に起因し体調の異変、異常等が発生した場合は、速やかに医療機関に受診をお願いします。

2 下記内容については、利用者ご自身の判断により医療機関にて診察を受けるものとします。

2-1. 事前確認の不遵守及び虚偽・不正確性が存した場合

2-2. 一時的に処置できると判断した場合

年 月 日

組	郵便番号	フリガナ	フリガナ	性別	年齢	緊急時連絡先	備考
		住所	申込者氏名			(電話番号)	
						自宅	
						携帯	
						自宅	
						携帯	
						自宅	
						携帯	

本人署名 \_\_\_\_\_ 印

家族署名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_